

Osaka Bay Seabass Challenge

《 2012 年 OSC 公式ルール 》

【本大会のテーマ】

- (1) 競技性の高いトーナメントを確立する
- (2) 全3戦の合計によるシリーズチャンピオン制
- (3) ライブフィッシュ制を徹底する
- (4) 技術及び意識の向上、自然保護
- (5) 安全性の高い大会を行う
 - ・安全性の向上に重点を置き、緊急時は携帯電話連絡の確立
 - ・不慮の事故を避けるため明るい時間からの準備開始できる時間設定
 - ・会場毎のエリアの制限（大会エリア参照）
 - ・海上保安庁の安全指導の取り入れ
 - ・ライフジャケット着用義務化

第1章 総則

第1条 本大会が開催する大会の参加者は、トーナメンターとしての誇りを持ち、スポーツマンシップに則り、公平に競技を行うこと。

第2条 社会的秩序を守り、開催される海および大会の規則に従い、安全を心掛けること。

第3条 トーナメント中の事故、傷害、盗難等については参加者個人の責任とし主催者およびスポンサーに対して、一切の責任を問わないものとする。

第4条 この競技規定は、必要に応じて実行委員会の審議を得て、変更することが出来る。

第5条 競技規定、審査規定に違反した参加者の違反の決済、また、本規約に無い事項に対しての審議は、3人以上の実行委員会役員を招集して審議会を開き、その判断にゆだねる。

第6条 出場資格

1. 未成年者は保護者、又は保護責任者の同伴を必要とする。
2. 選手登録を完了し、参加費を支払った者。
3. ボートでの参加に限る。
限定沿海、夜間航行をとった16フィート以上(アルミ、ポーター、組み立て、ゴムは禁止)、40馬力以上のボート。
この他、実行委員会が認めたボートは参加可能とする。
4. トーナメント参加に必要な書類等を提出し、規定を満たしている者。
5. 体調不良および素行不良、ボートの安全性等に問題がある場合は出場を認めない。
6. 大会当日、使用可能な携帯電話の電話番号を登録していること。
7. 安全を最優先するために、1隻につき2名以上乗船とする。大会参加選手の数、1隻につき1名でも2名でも構わない。
8. チャーター船のキャプテン及びキャプテン経験者2名での参加は認めない

第2章 競技規定

第7条 先行者の優先権

1. 先行者の許しを得ない限り、その釣りをしているボートの半径20メートル以内に近づかないこととし、流している先への進入も禁止する。
2. 釣りをしているとは、キャストイングをしている、エレキを下ろしている状態をいう。

第8条 自然保護

1. トーナメントエリア内に、釣り場の造成、破壊をしてはならない。
2. キャッチした魚を生きたままリリースできるように努め虐待しないこと。

第9条 釣法

1. ルアーフィッシングに限る。
2. 生餌、コマセの使用禁止。
3. トローリングの禁止。
4. 魚を故意に引っ掛けてはならない。
5. アンカーを下ろしての釣りおよび係留しての釣りは禁止。
6. ルアーのキャストは選手自らが行き、魚をヒットさせてファイトし、ランディングするまで一人で魚を寄せなければならない。この間、選手本人以外の者がロッド、リール及びラインに触れてはいけない。ただし、ランディングネットによるタモ入れは、選手本人以外の参加者が行っても良い。

第10条 タックル

1. ロッド、リール及びラインの制限はない。
2. ルアーのフックはすべてバーブレスとする。
3. 魚を生かしておくための容器を必ず用意すること。

第11条 ボート

1. ボートには選手、キャプテン以外の者を乗船させてはならない（実行委員会が認めた者は除く）。
2. トーナメントで使用する全ての船は実行委員会に対し船舶検査書および海技免許を提示しなければならない。
3. 使用する船には、法廷備品一式を備え、船舶保険に加入し対人・対物・搭乗者保険を必要とする。
4. 船体の破損防止のため1船につき2個以上のフェンダーを用意すること。
5. 大会開始後ボートにトラブルが発生した場合すみやかに大会本部に状況を連絡すること。

第12条 操船

1. 安全な航行、停泊を行うこと。
2. 釣り人の近くを通過するときはアイドリング航行とし、引き波に注意しなければならない。
3. スタート順は抽選とし、前走艇と安全が確保できる間隔をおいてのスタートとする。
4. 航行禁止区域付近の迂回の徹底、またその区域での釣りは禁止とする。

第13条 大会エリア

1. 関空大橋橋脚の空港側より5本目から、和田岬の西の緑灯台を結ぶ線内の沿岸域とする。
2. 各大会ごとにエリアの設定もある。
3. 競技時間中のインディフィッシングは禁止とする。
4. 新西宮ヨットハーバー内、ベルポート芦屋内、尼崎市西海岸町水門より北、での釣りを禁止する。

第14条 ライフジャケットの着用

1. 競技中は選手およびキャプテンはライフジャケットを着用すること。

第15条 大会の中止

1. 荒天の場合、実行委員会は大会の中止、またはルールやエリア、日程の変更を決定する事が出来る。
2. 大会の中止は受付開始2時間前までに決定し、実行委員会より電話にて連絡する。確実に中止の場合は、前日の19時～20時までに電話にて連絡する。
3. 競技開始後に天候が急変し、大会中止指令が出された場合は、速やかに大会本部に帰着するか、安全な航行が不可能な場合は安全な場所に避難すること。その場合も安否を実行委員会に連絡すること。
4. 大会開始後の天候の急変による大会の中止・順延は、実行委員会で協議の上、決定する。
5. 事故等が発生した場合、実行委員会の判断により大会を中止することができる。
* 補足：いずれの場合においても、大会中止の際の大会参加費の返還については、実行委員会で協議の上、決定する。
ただし、大会開始3時間で大会は成立するものとする。

第16条 注意事項

1. 競技中の飲酒を禁止する。
2. 競技中は基本的に大会本部となる場所以外の上陸を禁止する。
(やむをえない場合の上陸については、実行委員会に報告の上、許可を必要とする。)
3. 開会式、閉会式を欠席した選手の成績は除外される。

(やむをえない場合の欠席については、実行委員会に報告の上、許可を必要とする。)

4. デッドフィッシュを放置してはならない。
5. 取材などの対応については、年間総合順位などを参考に実行委員会が公平に割り当てし、選手はその取材が受けられない理由がない限り、対応しなければならない。

第3章 審査規定

第17条 規定尾数と体長規定

1. トーナメントは1チーム、生魚5尾以内の又長の合計とする。
2. 対象魚は又長40cm以上(検寸時)とする。

第18条 検寸

1. 各チームはウェイインバッグを用意し、忘れた場合は大会本部に申し出ること。
2. マーカーは検寸場に持ち込むまでに魚からはずしておくこと。
3. 検寸した魚は釣った選手がリリースすること。
4. 死魚は検寸対象外とする。
5. エラは動いているが体が硬直している場合や、瞳孔が縮小している場合、もしくは色が変色している場合も検寸対象外とする。
6. デッドフィッシュ判定委員
検寸時に次のような状態にあるシーバスに関しては検寸対象外とします。
検寸所に設置された有効魚判定イクス内においてそのすべてを判定する。
 - 自己遊泳を完全停止させ各ヒレを自力で稼働させられないもの。
 - エラを稼働させての自力呼吸を停止しているもの。
 - 各部の稼働が認められた場合でも死後硬直が開始しているもの。
 - その他、デッドフィッシュ判定委員のジャッジにより死魚と判定されたもの。上記の通りを判定基準とし判定委員の決定に従うこと。
異議申し立てに関しては1度限りとし再判定を検寸順序の最後に行う。
再判定においては判定委員、実行委員会3名で協議、決定します。
検寸場に持ち込む際は必ず1人3匹まで。その後の入れ替えは一切出来ない。
7. 検寸した魚の又長に関する異議の申し立ては、表彰式開始前までとする。

第19条 失格及びペナルティー

1. OSC公式ルール違反は失格、または出場停止とする。
 - ・スタートフィッシング時刻に船が会場に到着していないチーム。
 - ・ライブウェルチェック時にライブウェルに魚が入っていた場合、そのチーム。
 - ・実行委員会に報告をせず、無断で上陸した場合、そのチーム。
 - ・帰着に遅れた場合、そのチーム。(大会本部設置の時計基準)
 - ・緊急連絡が必要な時にそれを怠った場合、そのチーム。
2. 下記の違反には、実行委員会で協議の上、下記の(1)～(5)のいずれかのペナルティーを課す。
 - ・チームが受付時間に遅れた場合、そのチーム。
 - ・キャプテンがキャプテンミーティングに出なかった場合、そのチーム。
 - ・パーブレスフックチェック時にフックにかえしがついていた場合、その選手。
 - ・その他、ルールまたはモラルに即しない行為の違反について。(第1章の第5条を参照)

* ペナルティー

(1) スタート順を最後尾とする
(2) 合計又長から－10センチメートル
(3) 合計又長から－20センチメートル
(4) 合計又長から－30センチメートル
(5) 合計又長から－40センチメートル

3. 他参加者からの指摘などがあつた場合は、協議の上、実行委員会から失格またはペナルティーを宣告する事が出来る。
4. 大会の信用を失墜させる行為を行った者は、一定期間の出場停止とする。
5. 自己手配船は選手が管理すること。
6. ルール違反の黙認は禁止。ルール違反の黙認はその違反者と同罪となる。
(違反者を目撃しておきながら、実行委員会に報告せずに後で話題にした場合は、ルール違反を黙認した事になる。)

その場合は可能な限りその場で忠告し、チーム名や選手名を確認しておくこと。

7. 上記の違反に関して、やむを得ない事情で大会本部に連絡があった場合のみ救済措置をとる。
8. 救助活動など、やむを得ない規則違反についてはそれを免除する。

第4章 表彰規定

第20条 表彰

1. 各大会の参加チーム成績が 上位3位まで商品券が授与される。
2. 5匹の合計又長が同じ場合は、1匹の最大又長が長いチームを上位とする。
合計又長および最大又長ともに同じ場合は帰着順の若い者を上位とする。

第21条 各大会の賞品と算定

1. 各大会
優勝 商品券30,000円、副賞、トロフィー
2位 商品券20,000円、副賞、トロフィー
3位 商品券10,000円、副賞、トロフィー
優勝チームキャプテン賞 商品券5,000円
2. 年間表彰
優勝 トロフィー
2位 トロフィー
3位 トロフィー

第22条 得点の算定

1. 各大会の獲得点数は、順位を下記の換算方法で得点に換算する。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
得点	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55
順位	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
得点	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5

2. 19位以降は参加点として5点。19位以上でもノーフィッシュの場合は、参加点として5点。

*例外ポイント：大会開催中に救難作業に従事した場合、そのゲームの成立不成立如何を問わず、実行委員会にて協議の上、救済措置を決定します。

第23条 年間ランク上位規定

1. 全3戦の合計ポイントで年間順位を決定する。
2. 獲得点数が同じ場合は、年間の合計又長が長いチームを上位とする。

第5章 その他

第24条 誓約書に則り、いかなる場合も、オオサカベイ・シーバスチャレンジ実行委員会は一切の責任を持たないこととする。

第25条 事故発生時の対応

1. いち早く海上保安庁118番に連絡し、至急大会本部まで連絡をする。
2. 本人の判断で最善の方法をとる。
3. 大会本部から、携帯電話にて救助要請または大会中止等を連絡するので、その指示に従い行動する。
4. 救助が必要な場合は無理をせずその場で待機する。
5. 自船の位置を詳しく報告する。

第26条 ルールの有効期間

1. このルールは2012年6月1日～12月31日まで有効とする。